

# 平成30年度 第五地区少年団体協議会 総会議案書

日 時：平成30年4月21日（土）18：00より

場 所：西新井区民事務所302会議室

# 総 会 次 第

司会 土田常任理事

1. 開会の辞 司会
2. 会長挨拶 田中会長
3. 議長選出 議長 \_\_\_\_\_
4. 第1号議案 平成29年度事業報告の件(2頁) 森副会長
5. 第2号議案 平成29年度決算報告の件(3頁)  
29 笹森会計
6. 第3号議案 平成~~29~~年度監査報告の件(3頁) 白石会計監査
7. 第4号議案 平成30年度事業計画の件(4頁) 森副会長
8. 第5号議案 平成30年度予算案の件(5頁) 笹森会計
9. 議長解任
10. 報告事項 田中会長
  1. 役員の一部就任・退任・異動について
  2. 個人情報保護法に基づく内規の規定について
11. 退任役員感謝状贈呈 田中会長
12. 会長挨拶 田中会長
13. 閉会の辞 司会



# 平成29年度 第五地区少年団体協議会 決算報告書


## 収入の部

項 目	予算額	決算額	差額	備 考
前年度繰越金	342,871	342,871	0	
足立区(少連協)助成金	200,000	260,000	60,000	
ジュニアリーダー研修会	31,000	32,000	1,000	
運動会プログラム広告収入	450,000	493,000	43,000	
ご祝儀等	100,000	109,000	9,000	
子ども会保険保険料	12,000	20,120	8,120	子ども会定員超過加入分
懇親会費	50,000	67,000	17,000	総会・新年会
デイキャンプ参加会費	60,000	68,000	8,000	
雑収入	0	6	6	預金利息
合計	1,245,871	1,391,997		

## 支出の部



項 目	予算額	決算額	差額	備 考
少連協会費	25,000	27,020	-2,020	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	50,000	52,362	-2,362	講師謝礼・昼食提供費を含む
○デイキャンプ	250,000	219,591	30,409	交通費・昼食提供費を含む
○連合運動会	300,000	253,832	46,168	プログラム・協賛者御礼・出場者景品
○ドッジビー大会	50,000	13,881	36,119	高校生用弁当代を含む
少連協大会派遣費	30,000	33,000	-3,000	少連協ドッジビー大会
通信費	10,000	0	10,000	
交際費	60,000	77,000	-17,000	慶弔費等
会議費	200,000	159,514	40,486	総会・懇親会・役員会他
渉外費	70,000	68,500	1,500	少連協事業出張費等
交通費	10,000	0	10,000	役員の小連協会議・事業参加
保険料	60,000	50,700	9,300	役員分・振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	10,000	8,157	1,843	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	10,000	10,000	0	
小計	1,135,000	973,557	161,443	
予備費	110,871			
次年度繰越金		418,440		
合計	1,245,871	1,391,997		

上記のとおりご報告致します。

会計 笹森 幸子   
 会計 高林 純子 

## 平成29年度 第五地区少年団体協議会 監査報告書

平成30年4月6日、通帳、領収書など関係書類を監査致しました。その結果、会計処理全般に亘り、公正かつ妥当と認められましたので、ご報告いたします。

会計監査 白石 千尋   
 会計監査 塚本 孝子 

# 平成30年度第五地区少年団体協議会事業計画(案)

## 1. イベント・事業

- ◎平成30年度定時総会 西新井区民事務所 平成30年 4月21日(土)
- ◎ジュニアリーダー研修会 西新井第一小学校 平成30年 4月15日(日)
- 西新井第一小学校 平成30年 4月22日(日)
- ◎育成者入門講座 西新井住区センター 平成30年 5月14日(月)
- ◎デイキャンプ 高尾の森わくわくビレッジ 平成30年 6月 3日(日)
- ◎第51回連合運動会 西新井第一小学校 平成30年 9月30日(日)
- ◎ビーチボールバレー大会 足立工業高校 平成30年11月18日(日)
- (青少年対策西新井地区委員会共催事業)
- ◎第10回ドッジビー大会 西新井第二小学校 平成30年12月 2日(日)

## 2. 定例会

定例会を下記日程で実施する

第1回 :注	平成30年 4月21日(土)	第5回	平成30年 9月14日(金)
第2回 :注	平成30年 5月14日(月)	第6回	平成30年11月16日(金)
第3回	平成30年 7月20日(金)	第7回	平成31年 3月 8日(金)
第4回	平成30年 8月31日(金)		

注記：第1回－総会開催後実施 第2回－育成者入門講座開催回

## 3. 役員会

役員会を下記日程で実施する

第1回 :注	平成30年 4月 6日(金)	第6回 :注	平成30年 9月30日(日)
第2回	平成30年 5月11日(金)	第7回	平成30年11月 9日(金)
第3回	平成30年 5月25日(金)	第8回 :注	平成30年12月 2日(日)
第4回	平成30年 7月13日(金)	第9回	平成31年 2月22日(金)
第5回	平成30年 8月24日(金)	第10回	平成31年 3月28日(木)

注記：第1回は29年度役員で総会前に実施済み

第6回は連合運動会開催後、第8回はドッジビー大会開催後実施

## 4. 実行委員会

(1) イベント・事業の計画実施のため下記の実行委員会を設置する。

○ジュニアリーダー研修会実行委員会 実行委員長：田中

○デイキャンプ実行委員会 実行委員長：土田

○連合運動会実行委員会 実行委員長：西村

○ドッジビー大会実行委員会 実行委員長：桑原

(2) 実行委員会内の打合せ等は、別途各実行委員会で計画実施する。

(3) イベント・事業の主要な部分については、

実行委員会で原案を作成→役員会で協議→定例会で決定する。

## 平成30年度第五地区少年団体協議会予算(案)

### 収入の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
前年度繰越金	342,871	342,871	418,440	
足立区助成金	200,000	260,000	250,000	
ジュニアリーダー研修会	31,000	32,000	30,000	少連協補助金
運動会プログラム広告収入	450,000	493,000	450,000	
ご祝儀等	100,000	109,000	100,000	
子ども会保険保険料	12,000	20,120	20,000	役員・子ども会定員超過加入分
懇親会費	50,000	67,000	60,000	参加会費等
デイキャンプ参加会費	60,000	68,000	70,000	
雑収入	0	6	0	預金利息等
合計	1,245,871	1,391,997	1,398,440	

### 支出の部

項 目	前年度予算額	前年度決算額	今年度予算額	備 考
少連協会費	25,000	27,020	27,000	分担金¥10,000を含む
○ジュニアリーダー研修会	50,000	52,362	60,000	講師謝礼・昼食提供費を含む
○デイキャンプ	250,000	219,591	250,000	交通費・昼食提供費を含む
○連合運動会	300,000	253,832	300,000	プログラム・協賛者御礼・出場者景品
○ドッジビー大会	50,000	13,881	30,000	高校生用弁当代を含む
少連協大会派遣費	30,000	33,000	35,000	ドッジビー大会
通信費	10,000	0	10,000	
交際費	60,000	77,000	60,000	慶弔費等
会議費	200,000	159,514	200,000	総会・懇親会・役員会他
渉外費	70,000	68,500	70,000	出張日当・会費等
交通費	10,000	0	10,000	少連協会議・事業参加等の交通費
保険料	60,000	50,700	60,000	振込費等手続き経費を含む
事務用品・消耗品費	10,000	8,157	10,000	用紙・印刷費他
退任役員記念品費	10,000	10,000	15,000	
小計	1,135,000	973,557	1,137,000	
予備費	110,871		261,440	
次年度繰越金		418,440		
合計	1,245,871	1,391,997	1,398,440	

# 報告事項

## 1 役員の一部退任・異動・就任について

本年度は役員改選期ではありませんが、役員の一部退任・異動・就任がありましたので報告いたします。(名簿8頁)

### 退任

以下の役員について昨年度でスポーツ推進委員を退任いたしました。併せて理事退任の申し出がありましたので、規約第10条4項により申し出を受理いたしました。

○津田恵子理事

### 異動

中田哲朗常任理事(前会長)につきましては、昨年度でスポーツ推進委員を退任いたしました。併せて常任理事退任の申し出がありましたので規約第10条4項及び第9条1項により今年度より顧問に異動いたしました。それに伴い会長職歴任及び長年本会へ貢献されましたので、内規の規定により記念品の贈呈を致します。

### 就任

以下の方が西新井地区対の推薦するスポーツ推進委員に就任されましたので、規約第3条3項により理事に就任いたしました。

○萩尾理華理事

○鈴木美舟理事

## 2. 個人情報保護法に基づく内規の規定について

平成29年5月30日から、改正個人情報保護法が施行されました。これまで個人情報保護法の適用外であった規模の小さい企業や団体も、今回から適用されています。改正個人情報保護法は、すべての事業者、消費者に関わる重要な法律です。当然本地少協・加盟子供会もこの対象に含まれます。

そこで、本地少協でも9頁のとおり「第五地区少年団体協議会 個人情報取扱内規」を制定いたしました。

各子供会においても改正個人情報保護法が適用となりますので早急に個人情報取扱規定を制定し、規定に準拠した取り扱いを実施して頂くようお願いいたします。

### 30年度 第五地区少年団体協議会 子ども会会長名簿

子ども会名	会長氏名	保護者名	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	植田 海月	久美子		
西新井本町2丁目	平川健士朗	清美		
東京アクアージュ	山本 健人	薫		
コスモス	豊田 大翔	美紀		
興野北はっぴー	未定			

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

下記子供会は、休会です。

さくら・西六青空・若草・ばら・西新井東・スワギ

興野なかよし・15部町会・あおば・みどり

### 30年度 第五地区少年団体協議会 育成会会長名簿

子ども会名	会長氏名	会員数	住所	電話・携帯番号
西新井中央町会オリオン	久保埜晶子	32		
西新井本町2丁目	三ヶ田裕子	57		
東京アクアージュ	山本 薫	13		
コスモス	山下 友美	29		
興野北はっぴー	川西 久美	24		

会員合計：150名（29年度150名）

注意：

個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

下記子供会は、休会です。

さくら・西六青空・若草・ばら・西新井東・スワギ

興野なかよし・15部町会・あおば・みどり



## 第五地区少年団体協議会 平成30年度役員

## 役員名簿

役職	氏名	電話・携帯番号	住所・メールアドレス
会長	田中 加代		
副会長	桑原 敏昭		
	西村 秀彦		
	森 美枝		
会計	笹森 幸子		
	高林 純子		
会計監査	白石 千尋		
	塚本 孝子		
常任理事	土田 恭宏		
	土岐 理恵		
理事	森岡 裕子		
	大内 昭子		
	丸山 昌子		
	石鍋 浩		
	浅野 成美		
	萩尾 理華		
	鈴木 美舟		

顧問	堀切 弥生		
	中田 哲郎		

相談役	木下 陽子		
	吉田 修一		
	栗田 泰夫		

注意：個人情報が含まれておりますので取り扱いには注意下さい。

## 第五地区少年団体協議会個人情報取扱内規

(目的)

第1条 本内規は、足立区第五地区少年団体協議会規約15条により規定する。この個人情報取扱内規は、本会が保有する個人情報の適正な取扱を定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(債務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱は、総会資料等で周知する。

(個人情報の取扱)

第4条 個人情報とは個人を特定される事項とする。

2 個人情報は、本人からの同意を得て取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。

2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、または、削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 事業に供する各種資料（会員名簿、保険等）の作成及び配布
- (2) 事業の開催、役員管理、会費の請求
- (3) 緊急時・災害時などの連絡網作成
- (4) 役員相互の親睦を高める活動

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定するものが適正に管理する。

- 2 会員名簿は、配布を受けた者が適正に管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし次にあげる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の促進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示)

第9条 個人情報の開示または訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して会長あてに書面にて行うものとする。

付則

この内規は、平成30年3月29日から施行する。